

安全保障理事会決議 2223 (2015)

2015年5月28日、安全保障理事会第7451回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理の従前の諸決議 1996 (2011)、2046 (2012)、2057 (2012)、2109 (2013)、2132 (2013)、2155 (2014)、2187 (2014) および 2206 (2015)、並びに安全保障理事会議長によるその諸声明、S/PRST/2014/16、S/PRST/2014/26 および S/PRST/2015/9 を想起し、

南スーダン共和国の主権、独立、領土保全および国家の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、並びに不干渉、善隣および地域協力の原則の重要性を想起し、

安保理決議 2086 (2013) を想起した当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む平和維持活動の基本的原則を再確認し、そして各平和維持活動の職務権限は、関係国の必要性および状況に対して限定的であることを認識し、

国内のスーダン人民解放運動 (SPLM) の政治的紛争および同国の政治的並びに軍事的指導者により引き起こされたその後の暴力に起因している南スーダンにおけるひどくなっている政治的、治安上のまた人道的危機についての安保理の深刻な憂慮および懸念を強調し、

武装集団および国の治安部隊を含む、全ての当事者による、裁判外の殺人、民族を対象とした暴力、レイプやその他の性的およびジェンダーに基づく暴力、子どもの勧誘と使用、強制失踪、恣意的な逮捕や拘禁、一般住民の中に恐怖を拡げることが目的とした暴力、そして学校、礼拝所、病院および国際連合並びに関連する平和維持要員に対する攻撃を含む、報告されたまた現行の人権違反と侵害および国際人道法違反並びにそのような侵害や違反を犯す扇動を強く非難し、

市民社会、人道要員およびジャーナリストに対するいやがらせや彼らを標的とすることを更に非難し、そして国際人道法の違反および人権違反や侵害に対して責任を有する者は、責任を問われなければならないことまた南スーダン政府がその領域内にいるまたその管轄権の対象となる文民を、人道に対す

る罪や戦争犯罪になりそうなものから、守る主要な責任を負っていることを強調し、

200 万人以上の避難民および深刻になっている人道危機について重大且つ切迫した懸念を表明し、南スーダンの人々の苦しみについて紛争の全ての当事者が負っている責任および住民の基本的な必要性が満たされることを確保する必要性を強調し、そして住民に対して緊急のまた調整した支援を提供する国際連合人道機関、協力機関および資金供与者の取組に対して、彼らを称賛し、

国際法の関連する諸規定および国際連合人道支援指導原則に従って、必要としている全ての者、とりわけ国内避難民および難民に対する、救援要員、装備および供給品の十分な、安全なそして妨害のないアクセス並びに人道援助の時宜を得た提供を許し且つ促進する紛争の全ての当事者の必要性を想起し、

人道要員や施設に対するあらゆる攻撃を非難しそして人道要員に対する攻撃や自らの生存に不可欠な物を文民から奪うことは、国際人道法違反に相当する可能性があることを想起し、

政治的および安全上の対話のためのフォーラムを設立すること、敵対行為の停止協定のための監視および検証メカニズム（MVM）を設立することと運用すること、そして暫定国民統一政府を設立するための多当事者の政治交渉を主導することにおけるその苛酷な活動について、国際連合およびアフリカ連合により支持された、政府間開発機構（IGAD）イニシアティブを称賛し、

和平努力を損なう全ての当事者による敵対行為の停止（CoH）のくり返されたまた継続している違反を強く非難し、それと同時に IGAD が仲介した 2014 年 1 月 23 日の CoH および被収容者の地位協定、当事者間の原則宣言に関するコンセンサス、停戦監視および検証メカニズム（MVM）の設立、2014 年 5 月 9 日の「南スーダンにおける危機を解決するための協定」、2014 年 11 月 9 日の CoH のための様式の再献呈と履行および 2015 年 2 月 1 日の南スーダン共和国における暫定的な国民統一政府（TGoNU）の設立に関する合意の範囲の継続した重要性を強調し、

南スーダンの国民に対するエチオピアの首相で IGAD の議長のハイレマリウム・デサレンからの 2015 年 3 月 6 日のメッセージに留意し、そして当事者が、2 月 1 日の南スーダン共和国における暫定的な国民統一政府の設立に関する合意の範囲に示された取極に関する合意ができなかったことに安保

理の心の底からの失望を表明し、

南スーダンにおける危機を終わらせるための共通の計画を実施しそして合理的で包括的な解決策を上程する、アフリカおよび国際連合を含む海外からの南スーダンの友人が加わった IGAD により新しい取組に期待しそして全ての当事者に対し、危機の政治的解決および暴力を終わらせることを成し遂げるために和平プロセスに有意義に関与することを促し、そしてこれに関連して、南スーダンのためのアフリカ連合ハイ・レベル・アド・ホック委員会を形成するアフリカ連合平和安全保障理事会による 2015 年 3 月 24 日の決定を更に歓迎し、そして仲介努力および和平交渉における国際連合、IGAD および AU の間の継続した緊密な協力を奨励し、

物理的暴力の脅威の下で外国国民を含む、文民を保護するためにそして UNMISS の地区内やその先の治安状況を安定させるために、国際連合南スーダン共和国使節団 (UNMISS) 平和維持要員と部隊および警察要員提供諸国により取られた行動に対して安保理の深い感謝の念を表明し、UNMISS の地区で保護を求めている国内避難民を支援するその取組に対する感謝の念を表明し、それと同時に代替的な安全で確実な場所における、また国内移送に関する指導原則を守っていることを含む、国内避難住民のための持続可能な解決を見つけ出す必要性を強調し、

2014 年 2 月 21 日 UNMISS 中間人権報告書および 2014 年 5 月の「南スーダンにおける紛争：人権報告書」に加えて、2014 年 12 月 11 日の武力紛争下の子ども達の状況、2014 年 12 月 19 日に発表された「2014 年 10 月 20 日ーベンティウへの攻撃」そして 2015 年 1 月 9 日の「2014 年 4 月ーベンティウとボルにおける文民への攻撃」を含む、南スーダンにおける人権状況に関する報告書に興味をもって留意し、

これらの報告書によれば、裁判外の殺人、レイプおよび性的暴力のその他の行為、強制失踪、武力紛争における子ども達の使用、そして恣意的な逮捕や拘禁を含む、戦争犯罪および人道に対する罪が、政府や反政府の軍の両方により犯されてきたと信じる合理的な根拠があることに深刻な懸念を表明し、そしてそのような犯罪が、南スーダンの平和、安全および安定を脅かす行動を構成することに留意し、

南スーダンにおける刑事責任の免除を終わらせそしてそのような犯罪の実行者を訴追する増加している緊急且つ是非ともしなければならない必要性を強調し、そして刑事責任の免除を終わらせること、

そして持続可能な平和を確実にすることにおける説明責任、和解および回復の重要性を更に強調し、

南スーダンの平和、安全または安定を脅かす行動若しくは政策に、直接または間接に、責任を有するかまたは共謀して、若しくは従事してきた個人または団体が、決議 2206 (2015) に基づいた対象を特定した制裁のために指定されるかもしれないことを強調し、対象を特定した制裁を課す安保理の意思を想起しそして決議 2206 (2015) の下で個人および団体を指定するための緊急の措置を求めているアフリカ連合平和安全保障理事会の 2015 年 5 月 22 日の報道声明に興味をもって留意し、

独立したそして公的な人権監視、調査および報告におけるアフリカ連合調査委員会の活動、およびその 2014 年 6 月 27 日の「南スーダンに関する AU 調査委員会の中間報告書」を認識し、そしてその所見と勧告を、興味をもって楽しみに待ちそして南スーダンに関する可及的速やかな最終報告書の公開を奨励し、

大規模な暴力を促進することや紛争を悪化させることに重大な役割を果たす可能性を持っている、ヘイトスピーチを放送しそして特定の民族集団に対する暴力を扇動するメッセージを伝えるためのメディアの使用を強く非難し、政府に対し、そのような活動をやめさせるために適切な措置を講じることが求め、そして全ての当事者に対し、これらの行動を思いとどまりそしてその代わりとして社会の中の平和と和解を促進することに役立つことを更に促し、

南スーダンにおける市民社会組織、信仰指導者、女性および青年が果たす重要な役割を認識し、同国における危機に対する持続可能な解決策を見出すことに対する、元の SPLM 被収容者およびその他の政党に加えて、彼らの参加の重要性、そして話し合いに加わるための旅行を個人にさせないことまた表現の自由の制約の増加を含む、その参加を制限する全ての当事者による取組で懸念させられたことを強調し、

決議 1325 (2000) の完全実施に対する執拗な障害は、女性の地位と能力の向上、参加および人権に対する熱心な公約を通して、また意思決定の全てのレベルにおける女性の関与を築くために、上手くまとめられた指導力、一貫した情報と行動および支援を通してのみ取り壊されることになることを強調し、

部隊の地位協定のくり返された違反と欠くことのできない資産や支援の展開を妨げることを含む、UNMISS の移動および活動に置かれた執拗な規制に深い懸念を表明し、そしてこれらの問題に対処する UNMISS と政府との間の緊密な協力と意思疎通の重要性を強調し、

SPLA による国際連合ヘリコプターの 2012 年 12 月の墜落、国際連合輸送部隊に対する 2013 年 4 月の攻撃、アコボの UNMISS キャンプに対する 2013 年 12 月の攻撃、未確認武装集団による国際連合ヘリコプターの 2014 年 8 月の撃墜、IGAD 監視および検証チームの 2014 年 8 月の逮捕と拘禁、国際連合および関連要員の拘禁や誘拐、ボル、ベンティウ、マラカルおよびメルートにおける UNMISS キャンプに対するくり返された攻撃、そして上部ナイル州における二人の国際連合関連現地職員と一人の現地契約者の SPLA 軍に因るとうわさされる失踪を含む、国際連合および IGAD 要員並びに施設に対する政府および反政府軍並びにその他の集団による攻撃を強く非難し、そして南スーダン政府に対し、迅速且つ徹底したやり方でこれらの攻撃の同政府の調査を完了することまた責任を有する者の責任を問うことを求め、

UNMISS が、南スーダンにおけるその航空活動の安全を確保するため、適切な場合には、更なる措置を講じ、そして安保理にそのうえに報告するという安保理の要請をくり返し表明し、

UNMISS の文民保護の職務権限を遂行するために、文民保護地区の中および外の両方で、地域社会との効果的な関与と連絡の重要性を強調し、

石油設備、石油会社およびその従業員に対して行われた脅威について深刻な懸念を表明し、そして全ての当事者に対し、経済的・社会的基盤の安全を確保することを促し、

安保理決議 2117 (2013) を想起しそして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用をもたらす南スーダンにおける平和と安全に対する脅威に深刻な懸念を表明し、

クラスター弾の無差別使用についての、2014 年 2 月のジョングレイ州における国際連合地雷対策部 (UNMAS) が行った報告に重大な懸念をもって留意し、そして全ての当事者に対し、将来において同様のそのような使用を自制することを促し、不発弾の増加したレベルについて重大な懸念を更に表明し、

MVM の IGAD の継続した活動を歓迎し、2014 年 1 月 23 日の敵対行為の停止協定に適合する、どちらかの側により招請された武装集団や同盟した部隊の再配置および／または漸進的な撤退を求める安保理の呼びかけをくり返し表明し、そして紛争の何らかの地域化に由来し得る重大な結果について警告し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理諸決議 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006)、1738 (2006) および 1894 (2009)、そして人道要員と国際連合要員の保護に関する 1502 (2003) および 2175 (2015) ; 子どもと武力紛争に関する諸決議 1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011)、2068 (2012) および 2143 (2014) ; 女性、平和および安全に関する諸決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009)、1960 (2010)、2106 (2013) および 2122 (2013) ; ジェノサイドの防止と闘いに関する決議 2150 (2014) ; 治安部門改革に関する決議 2151 (2014) ; 紛争予防に関する決議 2171 (2014) を再確認し、

2015 年 2 月 17 日の事務総長報告書 (S/2015/118) および 2015 年 4 月 29 日の事務総長報告書 (S/2015/296) 並びにそこに含まれた勧告に留意し、

南スーダンにおける事態は、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章の第 7 章にもとづいて行動して、

1. 2014 年 1 月 23 日に南スーダン政府および SPLM/A (反政府勢力) により受諾され署名された CoH 協定に対する安保理の是認をくり返し表明し、南スーダン政府および SPLM/A (反政府勢力) により 2014 年 5 月 9 日に署名された南スーダンにおける危機を解決するための協定に対する安保理の是認を更にくり返し表明し、2014 年 11 月 9 日の CoH のための様式の再献呈と履行を是認し、両当事者による協定の直ぐのまた完全な実施を求め、そしてこれらの協定の実施を妨げるものを含む、南スーダンの平和、安定および安全を損なう行動をとるものに対する、決議 2206 (2015) の安保理の 2015 年 3 月 3 日の全会一致の採択で示されたように、あらゆる適切な措置を審議する安保理の意図を表明する。

2. 全ての当事者に対し、永続的な平和、和解および良い統治を確立することを求める、若者、女性、多様な社会、信仰集団、市民社会および以前拘禁されていた SPLM 指導者の完全且つ効果的な参加を通じたものを含む、開かれたまた十分に包摂的な国民対話に従事することを促し、当事者間の和平合意に達するための IGAD と国際連合の取組を奨励し、そして彼らに対し、子ども保護の規定が、全ての平和交渉と和平合意に統合されることを確実にすることを更に促す。

3. UNMISS の職務権限を 2015 年 11 月 30 日まで延長することを決定する。

4. UNMISS の職務権限は、以下のものとすることを決定し、そして UNMISS が以下の任務を遂行するためにあらゆる必要な措置を用いることを承認する。

(a) 文民の保護

(i) そのような暴力の源に関わらず、その能力と展開の範囲内で、ミッションの子ども保護および女性保護助言者の継続的使用を通じたものを含んで、女性と子どもに対する具体的な保護と共に、物理的暴力の脅威の下での文民を保護すること。

(ii) 特に率先した配置、保護場所や難民キャンプにおける者を含むがそれに限定されない避難した市民、人道要員および人権擁護者に対する特定の注意を払った積極的な巡視、および一般住民とのまた人道、人権および開発組織との緊密な定期的交流を通じたものを含む、適切な場合には、学校、礼拝場所、病院そして石油設備を含む、紛争が多発した地区における、一般住民に対する脅威や攻撃の特定を通して、外国国民を含む、文民に対する暴力を止めさせること、とりわけ南スーダン政府がそのような安全を提供することができないかまたは失敗した場合。

(iii) 情報収集、監視、検証、早期警戒および宣伝に対する調整された対処方法を含む、ミッション全体にわたる早期の警戒戦略、並びに国際連合要員および施設に対するそれ以上の可能性ある攻撃に対して準備する対応制度を含む、対応制度を実施すること。

(iv) UNMISS の文民保護地区のまたその中の公の安全と警護を維持すること。

(v) 暴力を防ぐことおよび長期の国家構築活動の欠くことのできない部分としての持続可能な地方や国の和解を促進するため自治体間の紛争の予防、緩和および解決を促進することを含む、特に女性や子どもに関連した、ミッションの保護戦略を支援して周旋、信頼醸成および支援を行うこと。

(vi) 文民の保護を強化するため、人権を監視すること、国際連合人権デュー・ディリジェンス政策 (HRDPP) により、そして一致する場合またそれを厳格に遵守して、人権に対する尊重を確保すること、警察および関連する市民社会の関係者と調整してそして性的およびジェンダーに基づく

暴力の問題に対する鋭敏化のような、保護に焦点を絞った活動を通して、国内避難民および難民の最終的な安全且つ自発的な帰還のためのしっかりした環境を促進すること。

(b) 人権監視および調査

(i) 戦争犯罪または人道に対する罪に相当する可能性のあるものを含む、人権侵害および違反並びに国際人道法違反について、監視し、調査し、検証しそして公に且つ定期的に報告すること。

(ii) 紛争関連性的暴力に関する監視、分析および報告取極の実施を加速することによりまた子どもに対する深刻な違反についての監視並びに報告制度を強化することにより、武力紛争におけるあらゆる形態の性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、子どもと女性に対して行われた違反と侵害について、監視し、調査し、検証しそして明確に且つ公に報告すること。

(iii) アフリカ連合南スーダン調査委員会と調整し、そして適当と認められる場合に、技術支援を申し出ること。

(c) 人道支援の提供に資する条件を創り出すこと

(i) 国際法の関連規定および国際連合人道支援指導原則に従って、南スーダンにおける必要としている全ての者に対する、とりわけ国内避難民および難民に対する、救援要員の迅速、安全そして妨害のないアクセスおよび人道支援の時宜を得た提供を可能にするように、人道関係者と緊密に調整して、人道支援の提供、信頼醸成および支援に資する安全条件の創設に貢献すること。

(ii) 適当と認められる場合に、国際連合および関連要員の安全並びに移動の自由を確保し、そして負託された任務の実施のために必要な設備や装備の安全を確保すること。

(d) 敵対行為の停止協定の実施を支援すること

(i) 適切な場合には、合同技術委員会 (JTC)、MVM そして監視および検証チーム (MVTs) と適切な調整を確保すること。

(ii) 2014年1月31日および2014年3月13日の国家元首および政府の長のIGAD総会の会合の決定に従って設立された、IGADのMVMに対して機動性のあるまた専門の決まった現場警備を提供すること。そして

(iii) CoHの範囲内で詳述されたようなMVMの活動に対する支援を提供すること。

5. 第4項(a)に述べられたように、文民の保護は、ミッション内の利用可能な能力や資源の使用についての決定において優先権を持ち続けなければならない。

6. 事務総長に対し、彼の特別代表を通して、統合された UNMISS の活動を指揮し、南スーダン共和国における国際連合システムのあらゆる活動を調整し、また南スーダン共和国における平和を達成することに対する一貫した国際的アプローチを支援することを要請し、そして当事者およびその他の利害関係者と関与する国際連合周旋の使用に対する支持を表明する。

7. 本決議の第4項において定義されたその職務権限を支持する UNMISS の全体的な部隊水準を維持するという 2015 年 4 月 29 日の事務総長報告書において彼によりなされた勧告を是認する。

8. UNMISS が、あらゆる階級の上限 12,500 名の部隊の軍事部門と上限 1,323 名の、適切な編成された警察部隊を含む、警察部門で構成されること、また文民部門は、第4項で示された任務に従って削減され続けることとすることを決定し、事務総長が、兵力の増強、UNMISS 部隊の再編、兵站的支援および支援に関する詳細な情報を、彼の定期報告書の一部として含んで、提供することを要請し、そして事務総長に対し、現場での必要性を再検討し、そして部隊の活動、配置および将来の要求についての更新された評価を、安保理に対する彼の定期報告書において、提供することを要請する。

9. UNMISS に対し、第4項で示された任務についての進展を達成するため、その軍事、警察および文民部門を通じた、その活動に焦点を当てまた合理化し続けることを要請し、そして特定のミッションの任務は、それ故、終わることを認識する。

10. 積極的な再検討の下で UNMISS 部門の要求と構成を維持し、そして当事者間の信頼に足る和平協定の実施における適切な段階で、その職務権限を再検討しそして何らかの必要な調整を行う安保理の意図を表明する。

11. 事務総長が、部隊および資産の増強を促進し続けるため、第8項に従って、必要な措置を講じることを承認する。

12. UNMISS に対し、政府および反政府勢力が保有している区域の両方において、紛争が多発しており、その早期警戒戦略により指導されたものを含む、IDPs の集中が高まっている地区、そして住民が移動するための主要な経路、におけるその存在と積極的な巡視を更に強め、またその部隊が文民を保護するため最もよく置かれていることを確保するためその地理的展開の定期的な再検討を実施する

ことを要請し、そして事務総長に対し、ミッションが新しい巡視地区および主体的な展開を含むがそれに限定されない、その文民保護義務を果たすことに向けて活動している方法について安全保障理事会に最新情報を、2015年8月の彼の次の報告書において、その職務権限を履行することにおいてより効率的且つ効果的になるために派遣団を改革するために取られた措置について、並びに彼の定期報告書の部分としてこれらの再検討について更なる最新情報を、提供することを要請する。

13. UNMISS が、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の完全遵守を確保しましたこれに関連したミッションの進展について安保理に十分に情報を提供し続けることを更に要請し、そして部隊および警察要員提供諸国に対し、展開前の啓発教育を含む適切な予防行動を講じ、そして自国の要員がかかる行為に関係した場合には十分な説明責任を確保することを促す。

14. UNMISS に対し HRDDP を十分に実施することを奨励しそして事務総長に対し、安保理への彼の報告書に政策を実施することにおいて為された進展を含めることを要請する。

15. UNMISS に対し、その既存の資源の範囲内で、決議 2206 (2015) の第 16 項に基づいて設立された委員会および同決議により設立された専門家パネルを支援することを要請し、そしてまた、全ての当事者および加盟国並びに国際的な、地域的なまた準地域的な機構に対し、専門家パネルとの協力を確実にすることを更に促しそして関係する全ての加盟国に対し、専門家パネルの構成員の安全および専門家パネルがその職務権限を実行するために、とりわけ人、文書および場所への妨害のないアクセスを確保することを更に促す。

16. 未確認の武装集団による国際連合ヘリコプターの 2014 年 8 月の撃墜、IGAD 監視検証チームの 2014 年 8 月の逮捕および拘禁、国際連合および関連要員の拘禁および誘拐、ボル、ベンティウ、マラカルおよびメルートの UNMISS キャンプへのくり返された攻撃のような、UNMISS 要員および国際連合施設並びに IGAD のそれらに対する攻撃や脅威を最も強い文言で非難し、そのような攻撃は、部隊の地位協定の違反および／または戦争犯罪を構成する可能性があることを強調し、全ての当事者が、国際連合公館の不可侵権を尊重しました国際連合施設に集められたものに対するあらゆる暴力を直ちに思いとどまりそして自制することを要求し、また拘禁されたそして誘拐された国際連合および関連要員の即座の且つ安全な解放を更に要求する。

17. 決議 2206 (2015) の第 7 項で詳述された指定基準を想起し、国際連合保護用地の神聖さを強調し、そして国際連合ミッション、国際的な安全上の駐留、またはその他の平和維持活動若しくは人道要員に対する攻撃に、直接にまたは間接的に、責任を有するかまたは共謀して若しくは従事した、個人または団体が、南スーダンの平和、安全および安定を脅かしそしてそれ故指定基準を満たす可能性があることを特に強調する。

18. UNMISS が、南スーダンにおけるその航空活動の安全を確保するため、適切な場合には、追加の措置を講じそしてそのうえで安保理に報告するという安保理の要請をくり返し表明する。

19. 南スーダン共和国政府および全ての関連する当事者が、UNMISS の配置、活動、および監視、検証並びに報告任務において、とりわけ南スーダン共和国の領土全体での、国際連合および関連要員の安全、防護および制限のない移動の自由を保証することにより、十分に協力することを要求し、また南スーダン政府に対し、文民保護地区を去りまた入る者を含む、IDPs の移動の自由を確保し、そして文民保護地区のための土地を割り当てることにより UNMISS を支援し続けることを更に求める。

20. 全ての当事者が、国際法の関連する規定および国際連合人道支援指導原則に従って、必要としている全ての者、とりわけ国内避難民および難民に対する、救援要員、装備および供給品の迅速な、安全なそして妨害のないアクセス並びに人道援助の時宜を得た提供を許可することを要求しそして IDPs または難民のためのあらゆる帰還またはその他の永続的な解決は、尊厳と安全の状況で自発的且つ情報に基づいて遂行されなければならないことを強調する。

21. 全ての当事者が、レイプおよび性的やジェンダーに基づくその他の形態を含む、あらゆる形態の暴力、人権違反および侵害、国際人道法違反を直ちに止めることを更に要求する。

22. 子どもの勧誘と使用、殺害や傷害、および拉致に関するもの並びに学校や病院に対する攻撃のような、とりわけ子どもに対する、紛争の全ての当事者により犯された国際人道法を含む、適用可能な国際法のあらゆる違反および国際人権の違反や侵害を非難し、紛争の全ての当事者に対し、2015 年 5 月 8 日に子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会により採択された南スーダンにおける子どもと武力紛争に関する結論を実施することを促し、政府に対し、子どもに対して犯された違反を終わらせまた防止するためのその改訂された行動計画を完全且つ直ちに実施することを強く促し、そして反

政府勢力の SPLM/A に対し、2014 年 5 月 10 日に署名した子どもに対する違反や侵害を終わらせる彼らの公約を完全且つ直ちに実施することを強く促し、政府による「子どもは兵士じゃない」キャンペーンの 2014 年 10 月 29 日の国の始動に留意し、そして SSDM/A-コブラ派による子どもの解放を歓迎する。

23. 猛烈な性的暴力という紛争時の性的暴力に関する事務総長特別代表の調査結果に深刻な懸念を表明しそして紛争関連性的暴力に対処することに関する南スーダン政府と国際連合の 2014 年 10 月 11 日の共同コミュニケ、紛争関連性的暴力に関する SPLM/A-IO により発表された 2014 年 12 月の一方向的なコミュニケ、紛争関連性的暴力に対処するためのハイレベル・フォーカル・ポイントの南スーダン政府による任命、および技術的作業グループの設立と活動を歓迎し、緊急事態として両当事者に対し、その各々のコミュニケの下で為された公約を実施するための行動計画を完了することを求め、南スーダン政府に対し、決議 1960 (2010) と 2106 (2013) に従ってなされた公約を遅滞なく実施することを促し、そして決議 1960 (2010) と 2106 (2013) に従って性的暴力と闘うため両当事者による具体的なまた期限を定めた公約をさらに求める。

24. 南スーダン政府に対し、国際基準に合致した人権違反と侵害の申立の調査を完了するため迅速に且つ解りやすく先に進めることを求め、そして同政府に対し、その調査の報告書を発表することを奨励する。

25. 南スーダン政府に対し、人権の違反および侵害並びに国際人道法違反に責任を有する全ての者の責任を問うこと、そして性的暴力の全ての犠牲者は法の下での平等な保護と司法への平等なアクセスを有することを確保すること、またこれらの過程において女性および女兒の人権に対する平等な尊敬を守ることを更に求める。

26. 合意の実施および紛争の予防と解決並びにより幅広い平和構築におけるあらゆるレベルでの女性の完全且つ効果的な参加の重要性を強調し、全ての当事者に対し、和平会談の再開を含む、全ての紛争解決および平和構築取組における、また女性の市民社会組織への支援を通して、女性の完全且つ効果的な代表制および指導力を確保することを求め、ジェンダー助言者の IGAD の特定を歓迎し、その迅速な展開および将来の和平協定におけるジェンダーの関心事項の完全な統合を奨励し、そして部隊および警察要員提供諸国に対し、ミッションの軍事、警察並びに文民部門における女性の配置を増やすための

措置を講じることを奨励し、そして安全保障理事会により負託された全てのミッションにおける適切なジェンダーの専門知識と訓練の重要性を再確認する。

27. 石油設備、石油会社およびその従業員に対する攻撃、並びにこれらの施設の周辺での継続した戦闘を非難し、そして全ての当事者に対し、経済的・社会基盤の安全を確保することを促す。

28. 事務総長が、それぞれ遅くとも 2015 年 8 月 17 日と 2015 年 10 月 30 日までに、二つの書面による報告書で、UNMISS の職務権限の実施について安全保障理事会に報告することを要請する。

29. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。